

令和4年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

令和4年3月

- 1) 令和4年度 基本方針
- 2) 「専任補助者制度」の導入
- 3) 「カーボンニュートラル」取組実績の評価
- 4) 段階選抜方式における1次選抜者数の見直し
- 5) 本官工事の「週休2日工事の実績」「ICT施工の実績」の評価対象の見直し
- 6) 施工能力評価型の「企業の能力等」「地域貢献等」のオプション項目設定方法の見直し
- 7) 施工能力評価型の「企業の能力等」の配点の見直し
- 8) ジュニアマスター評価の追加
- 9) 技術提案チャレンジ型の評価内容の見直し
- 10) 企業実績評価型の配点見直し

1) 令和4年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 令和4年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。

2) 「専任補助者制度」の導入

- 品質を確保しつつも、担い手確保のために若手技術者が工事实績を積む機会の確保を目的に専任補助者制度を導入
 - 経験豊富な専任補助者を配置することで、若手技術者を主任（監理）技術者に配置することができる。
 - 専任補助者制度活用の有無は契約締結後に選択が可能とする。
- ◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事）

手続の流れ

- ①通常の手続を実施
【A社が以下で申請】
 - ・配置予定技術a（経験豊富）
- ②落札決定
 - ・A社が落札
- ③契約
 - ・技術者aを主任（監理）技術者として契約



- ④受発注者間の協議で以下が可能
（契約締結後工事着手前まで）
 - ・若手技術者bを主任（監理）技術者とし、技術者aを専任補助者として専任で配置
- ※若手技術者bの条件
- ・主任（監理）技術者となりうる資格
 - ・最低限の該当工事の施工経験
（例：一般土木工事の施工経験）

入札公告記載例

1 工事概要

本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、専任補助者を配置する場合は、契約締結後工事着手前までに、配置した主任技術者又は監理技術者の中から選定するものとし、受発注者間の協議によって決定する。

専任補助者は、本工事の他の役職（現場代理人、担当技術者）を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。なお、専任補助者を配置する場合、専任補助者以外の主任技術者又は監理技術者の施工経験は、一般土木工事の施工経験（代要件）に代えることができる。

3) 「カーボンニュートラル」取組実績の評価

概要

◆対象：技術提案評価型（S型・WTO）
段階選抜方式）（対象工事種別：
一般土木工事、建築工事）

- 建設現場におけるカーボンニュートラルの取組を推進することを目的に、評価項目を追加する。

⇒ 現 行： 未設定

⇒ 令和4年度：

①一次審査

「企業の能力等」にて「カーボンニュートラル取組実績」を新設(1点)(工事成績を1点減)

- 燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績
又はSBT認定取得企業の証明等があれば評価

※燃費性能に優れた建設機械

：低炭素型建設機械認定制度、燃費基準達成建設機械認定制度等に適合するもの

※SBT認定：企業が設定する温室効果ガス排出目標を認定機関が認めたもの

配点

一次審査		現行	見直し
配置予定技術者の能力等	工事实績	5	5
	小計	5	5
企業の能力等	工事实績	5	5
	工事成績	6	5
	表彰	2	2
	ワークライフバランスの認定	1	1
	労務費見積り尊重宣言の確認	1	1
	カーボンニュートラル取組実績	-	1
	小計	15	15
小計		20	20
技術提案（一次審査）（1課題）		20	20
合計		40	40

4)段階選抜方式における1次選抜者数の見直し

概要

◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）
（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

・R3年度より、参入機会拡大を目的として、一次審査に技術提案を1課題のみ求めることとし、選抜者数を10者としたが、より高い競争性の確保を行う観点から、一次選抜者数の見直しを行う。

⇒ 現行：10者

⇒ 令和4年度：①大規模工事*：10者

②①以外で、参加者数が20者未満の場合：10者（10者未満の場合は参加者全てを選抜）

③①以外で、参加者数が20者以上の場合：15者

*大規模工事
（特定建設工事共同企業体対象工事に該当）

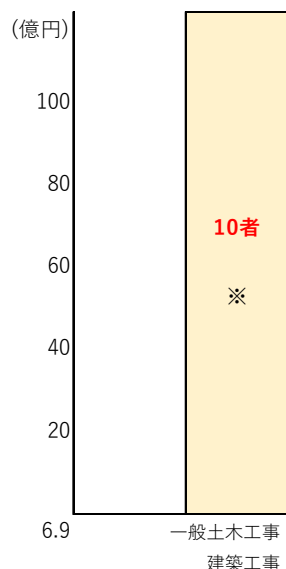
(1)①～③に定める規模の工事

①ダム：工事費がおおむね100億円以上

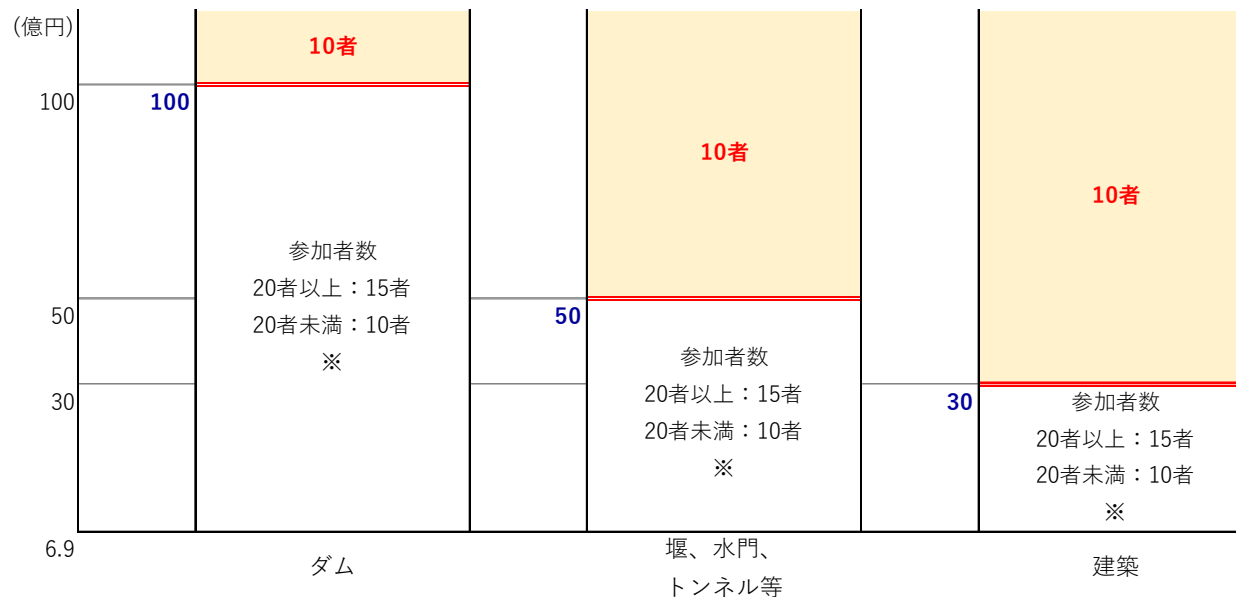
②堰、水門、トンネル等：工事費がおおむね50億円以上

③建築物：工事費がおおむね30億円以上

【現行】



【見直し】



— : 大規模工事の工事費

※ : 参加者が10者未満の場合は、参加者全てを選抜

概要

◆評価項目：「週休2日工事の実績」「ICT施工の実績」（オプション項目）

◆対象：施工能力評価型（I型・II型）【本官工事】

・本官工事の対象者は、全国で施工をしているため、全国の工事を評価対象とする。

⇒ 現行：九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事を評価対象

⇒ 令和4年度：現行に加えて、地方整備局が発注した工事（港湾空港関係を除く）（九州地方整備局を問わない）を追加

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	週休2日工事の実績	過去1カ年度+当該年度に完成した工事における週休2日工事の実績 【分任官】 九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事 【本官】 地方整備局（港湾空港関係を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事	4段階	4週8休工事の実績：A、 4週7休工事の実績：B、 4週6休工事の実績：C、 週休2日工事の実績なし：E	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0
企業の能力等（オプション項目）	ICT施工の実績 【維持修繕、As舗装は必須】	過去1カ年度+当該年度に完成した工事におけるICT施工（①起工測量～⑤成果品納品）の実績 【分任官】 九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事 【本官】 地方整備局（港湾空港関係を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事	4段階	同一工事内で①～⑤全てを実施した実績：A、 同一工事内で①～⑤の一部（3項目以上（②、④、⑤は必須））を実施した実績：B、 同一工事内で①～⑤の一部（2項目以上）を実施した実績：C、 ICT施工の実績なし：E	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0

概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」と「地域貢献等」のオプション項目
 - ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【本官工事】
 - ・工事内容に合わせたオプション項目の設定が可能となるように、オプション項目の選択に自由度をもたせる。
- ⇒ 現行：「企業の能力等」のオプション項目を1点、「地域貢献等」のオプション項目を6点で固定
- ⇒ 令和4年度：「企業の能力等」と「地域貢献等」のオプション項目の合計を7点とする。

【現行】

分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点
企業の能力等	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	1点	地域貢献等	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	6点
	若手・女性技術者の配置促進			特定工事の実績【土木系工事は原則必須】	
	下請け予定業者の表彰実績			近隣地域内工事の実績	
	〇〇工事の実績			近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】			継続的な技術者保有に基づく信頼度	
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ）型の場合は必須】			継続的な営業に基づく信頼度	
	ISOの認証取得状況			工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証			製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	
	建設業労働災害防止協会加入			専門工種の施工機械自社保有状況	
	建設業退職金共済制度加入			建設業退職金共済制度加入	
	その他評価すべき項目			その他評価すべき項目	

【見直し】

分類	評価項目	分類	評価項目	配点
企業の能力等	ICT施工の実績【維持修繕、As舗装は必須】	地域貢献等	災害協定に基づく活動実績【維持修繕、As舗装は必須】	7点
	若手・女性技術者の配置促進		特定工事の実績【土木系工事は原則必須】	
	下請け予定業者の表彰実績		近隣地域内工事の実績	
	〇〇工事の実績		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】		継続的な技術者保有に基づく信頼度	
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ）型の場合は必須】		継続的な営業に基づく信頼度	
	ISOの認証取得状況		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	
	建設業労働災害防止協会加入		専門工種の施工機械自社保有状況	
	建設業退職金共済制度加入		建設業退職金共済制度加入	
	その他評価すべき項目		その他評価すべき項目	

7) 施工能力評価型の「企業の能力等」の配点の見直し

概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
【分任官工事】

- ・工事内容に合わせたオプション項目の設定が可能となるように、配点を見直す。
- ・〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置を必須からオプション項目とし、配点を2点から1点とする。

⇒ 現行：必須：13点 オプション項目：1点

⇒ 令和4年度：必須：11点 オプション項目：3点

※令和4年度より、「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」の評価項目名称を「指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置」に変更する。

配点

		現行 (Ⅰ型)	現行 (Ⅱ型)	見直し (Ⅰ型)	見直し (Ⅱ型)
必須	工事実績	2	2	2	2
	工事成績	4	4	4	4
	表彰	1	1	1	1
	工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	3	3	3	3
	週休2日工事の実績	1	1	1	1
企業の能力等	見直し：オプション 現行：オプション 必須				
	〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2	2	1	1
	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	1	1	1	1
	若手・女性技術者の配置促進	1	1	1	1
	下請け予定業者の表彰実績	1	1	1	3
	〇〇工事の実績	1	1	1	1
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	2	2	2	2
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	1	1
	ISOの認証取得状況	1	1	1	1
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	1
	建設業労働災害防止協会加入	1	1	1	1
	建設業退職金共済制度加入	1	1	1	1
	その他評価すべき項目	1	1	1	1
	小計	14	14	14	14

8) ジュニアマスター評価の追加

概要

◆評価項目：「企業の能力等」

「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

- 建設技能者のキャリアアップステージの強化を図り、もって若年者の入職促進を図ることを目的で建設ジュニアマスターが設立されている。そのジュニアマスターの方にインセンティブを付与するために新設する。

⇒ 現行：優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（大臣表彰）又は国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（局長表彰）又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を3名配置：A、国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（事務所長表彰）又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を2名配置：B、当該工事内容に該当する登録基幹技能者を1名配置：C、なし：E ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る

⇒ 令和4年度：下記評価基準のとおり

※令和4年度より、「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」の評価項目名称を「指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置」に変更する。

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 【但し、工種によってはオプションとする】	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の被顕彰者、国土交通行政功労表彰（優秀現場従事者）九州地方整備局長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者3名配置：A、 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）の被顕彰者、国土交通行政功労表彰（優秀現場従事者）事務所長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者2名配置：B、登録基幹技能者1名配置：C、なし：E ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0

9) 技術提案チャレンジ型の評価内容の見直し

概要

◆対象：施工能力評価型（I型） 【技術提案チャレンジ型】

- ・地域を支える建設業者の受注機会のチャンスを更に拡大するため、以下を変更する。

- ①配点の見直し **30点→10点**（詳細は右記のとおり）
- ②施工計画
 - ・項目数を2項目から**1項目**に見直し、**競争参加資格の要件**とする。（**加算点を廃止し、「○」「×」評価とする。**）
 - ※施工能力評価型（I型）と同様の考え方
- ③受注実績【I型】の評価基準の見直し（当該年度の受注実績）
 - ⇒現行 0件：A 1件：B 2件：C 3件：D、4件以上：E
 - ⇒令和4年度 0件：A 1件：D 2件以上：E
 - 受注実績【II型】は変更なし
- ④「地域貢献等」のオプション項目に「**近隣地域内工事の実績**」を追加する。

配点

分類	評価項目	現行		見直し			
		現行	見直し	現行	見直し		
計 施 画 工	施工計画 (1課題)	20	20	—	—		
ど ち ら か 必 須	【I型】 当該年度受注(契約)実績	4	4	5	5		
	【II型】 過去の受注(契約)実績	4		5			
	企 業 の 能 力 等	オ プ シ ヨ ン 項 目	週休2日工事の実績	2	1	1	
			ICT施工の実績		1		
			若手・女性技術者の配置促進		1		
			ICT(土工、舗装、河川浚渫)の活用 【ICT施工者希望(I)型の場合は必須】		2		1
			新技術の活用 【新技術導入促進(I)型の場合は必須】		1		1
			ISOの認証取得状況		1		1
			建設業労働安全衛生マネジメントシステム 等の認証		1		1
			建設業労働災害防止協会加入		1		1
建設業退職金共済制度加入	1	1					
地 域 貢 献 等	オ プ シ ヨ ン 項 目	災害協定の締結 【原則必須】	4	2	4		
		近隣地域内工事の実績		—		2	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度		2		2	
		継続的な営業に基づく信頼度		2		2	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての 拠点		2		2	
合 計		30		10			

10) 企業実績評価型の配点見直し

概要

◆対象：施工能力評価型（I型・II型） 【企業実績評価型】

・監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から試行を実施中であるが、更なる促進を目的に、配点等の見直しを行う。

①配点

⇒ 現行：配点：40点

配置予定技術者の能力：8点、

企業の能力等：24点、地域貢献等：8点

⇒ 令和4年度：配点：20点

配置予定技術者の能力：2点、

企業の能力等：14点、地域貢献等：4点

②工事の手持ち状況の評価基準

⇒ 現行：3億円未満：A、3億円以上6億円未満：C

6億円以上：E

⇒ 令和4年度：3億円未満：A 3億円以上：E

配点

		現行 (I・II型)	見直し (I・II型)			
配置予定技術者の能力	必須	工事実績	4	2		
		表彰	2	-		
		配置予定技術者の資格	1	-		
	オプション	継続教育（CPD）の状況	1	1		
		指定する工事の施工実績	1	1		
		発注者の指定する資格保有技術者	1	1		
その他		1	1			
小計		8	2			
企業の能力等	必須	工事実績	4	2		
		工事成績	6	4		
		表彰	2	1		
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	4	5		
		週休2日工事の実績	2	1		
	オプション	〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	3	1		
		ICT施工の実績	1	1		
		若手・女性技術者の配置促進	2	1		
		下請け予定業者の表彰実績	1	1		
		〇〇工事の実績	1	1		
		ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	2	1		
		新技術の活用【新技術導入促進（I型）の場合は必須】	1	1		
		ISOの認証取得状況	1	1		
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1		
		建設業労働災害防止協会加入	1	1		
		建設業退職金共済制度加入	1	1		
		その他評価すべき項目	1	1		
		小計		24	14	
		地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績【原則必須】	4	2
				特定工事の実績	2	2
				近隣地域内工事の実績	2	2
				近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2	2
				継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	2
				継続的な営業に基づく信頼度	2	2
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2			2		
製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2			2		
小計		8	4			
合計		40	20			

【参考】総合評価落札方式の加算点変更 に伴う賃上げ加点措置の変更について （工事の加点・減点のみ変更）

令和4年3月

九州地方整備局

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）

賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日 財務大臣通知）
・適用対象 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による全ての調達



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日 本省通知）
・適用対象 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による全ての調達
但し、令和4年4月1日以降に契約を締結する予定であっても、既に公告を行っているなどの事情があるものは対象外とする。



総合評価落札方式において調達を行う、工事等の評価項目について「賃上げに関する項目」を新たに設け、賃上げ実施企業に対して加点を行う。

対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、工事・業務・物品・役務。

※既に公告を行っているなどの事情のあるものは対象外。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(概要)

- 適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による全ての調達。（工事・業務・物品・役務）
（取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものは除く）
- 加点評価：事業年度または暦年単位で、従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。
加点割合は5%以上。
- 実績確認等：加点を受けて落札した企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

入札公告（公示）

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価（賃金引上げ表明は①年度単位又は②暦年単位で表明）

加算点 = 従来の加算点 + 賃上げ加算点

- ① 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
- ② 契約を行う予定の暦年

入札・落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に契約担当官等へ提出

① 事業年度単位による賃上げ表明の場合
法人事業概況説明書（又は税務申告の作成書）

② 暦年単位による賃上げ表明の場合
給与所得の源泉徴収票等法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者の情報

- ① 契約担当官等が各省各庁の長へ報告
- ② 各省各庁の長は、財務省へ報告
- ③ 財務省が調整し各省各庁の長へ通知
- ④ 各省各庁の長は契約担当官等へ連絡
- ⑤ 契約担当官等から対象者に減点措置の開始時期、期間を通知

減点措置

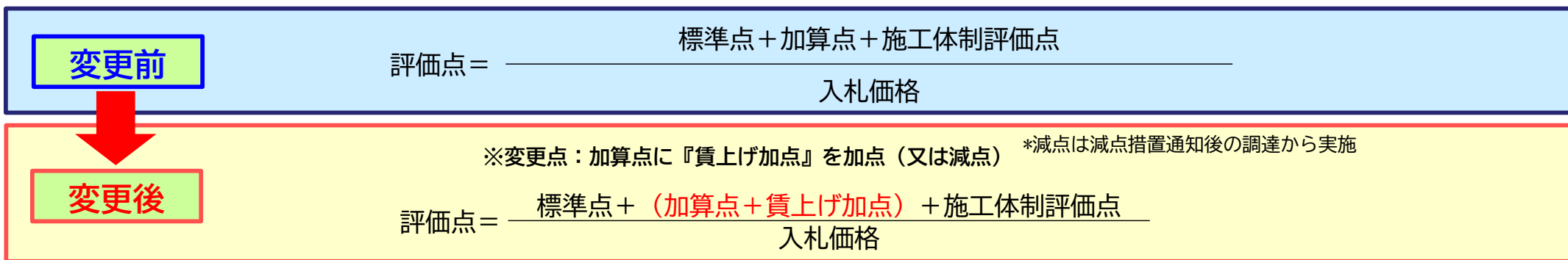
賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【工事】

■ 適用工事及び実施時期

- ・ 総合評価落札方式の調達における全ての工事
- ・ 令和4年4月1日以降に契約を行う工事
※但し令和4年2月1日以降に契約手続き（入札契約手続運営委員会）を開始する工事

■ 賃上げ評価点の加点措置の考え方



■ 賃上げ加点の加点・減点の配点

総合評価落札方式のタイプ	加算点 (賃上げ加点を除く)	賃上げ加点	加算点合計	減点
技術提案評価型 S 型	60	4	64	5
施工能力評価型（I 型・II 型）施工体制確認型	40	3	43	4
（試行）地元企業活用評価型				
（試行）電気通信チャレンジ型（参入促進型）				
（試行）機械チャレンジ型	30	2	32	3
施工能力評価型（I 型・II 型）施工体制確認型以外				
（試行）営繕チャレンジ型				
（試行）企業実績評価型	20	2	22	3
（試行）電気通信チャレンジ型（担い手確保型）				
（試行）技術提案チャレンジ型	10	1	11	2
（試行）フレームワーク方式				

※技術提案 S 型（段階選抜）においては、二次審査時に賃上げ加点又は減点を実施する。

 加算点の変更に伴い賃上げ加点を変更

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【業務】

■ 適用業務及び実施時期

- ・ 総合評価落札方式の調達における全ての業務
 - ・ 令和4年4月1日以降に契約を行う業務
- ※但し令和4年2月1日以降に契約手続き（入札契約手続運営委員会）を開始する業務

変更前

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点※)

+ (技術提案評価点) × (履行確実性度)

※ (試行) 簡易型ショート版については企業評価も加味する



変更後

*減点は減点措置通知後の調達から実施

- 技術評価の得点合計に、『賃上げ加点』を加点（又は減点）し、技術評価点を算出する。

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

評価項目の見直し (赤字)

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点※)

+ (技術提案評価点) × (履行確実性度) + (賃上げ加点)

※ (試行) 簡易型ショート版については企業評価も加味する

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【業務】

■ 賃上げ加点の加点・減点の配点

	総合評価落札方式のタイプ	技術評価の 配点合計 (賃上げ加点を除く)	賃上げ加点	技術評価の 配点合計	減点
土木関係建設コンサルタント業務・ 測量業務・地質調査業務	簡易型1：1	100	6	106	7
	標準型1：2、1：3				
	(試行)技術提案簡素化型(簡易型)				
	(試行)技術提案簡素化型(標準型)				
	(試行)技術者評価重視型				
	(試行)担い手育成型				
	(試行)簡易型ショート版				
	(試行)技術提案チャレンジ型				
土木関係建設 コンサルタント業務	発注者支援業務等	80	5	85	6
	事業調査業務	50	3	53	4
補償関係 コンサルタント業務	簡易型1：1	100	6	106	7
	(試行)技術提案簡素化型(簡易型)	100	6	106	7
	発注者支援業務等(用地補償総合技術業務)	80	5	85	6
	用地調査点検等技術業務	35	2	37	3
建築関係建設 コンサルタント業務	簡易型1：1	100	6	106	7
	標準型1：2、1：3				